



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	B. N. チチエーリンとロシアの立憲主義
Author(s)	杉浦, 秀一; Sugiura, Shuichi
Citation	スラヴ研究, 35, 1-23
Issue Date	1988
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5171
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113284.pdf



B. N. チチエーリンとロシアの立憲主義

杉浦 秀一

はじめに¹⁾

ロシア「自由主義」の理論的指導者の一人、ボリス・チチエーリンは、いわゆる「大改革」期において、農奴解放を中心とする「自由主義的」改革を、ツァーリ権力に依拠して「上から」遂行せんとした。それ故西欧自由主義にとって自明の前提とも言える憲法の制定、代議制の導入に反対した。この彼の「自由主義」の特殊性の故に、彼を自由主義者とみなしうるのか否かについて深刻な見解の対立が生まれた²⁾。筆者は彼の「自由主義」の性格を解明するためには、彼における専制と自由主義との理論的、実践的關係を分析する必要があると考える。筆者は今日まで二つの点からこの作業を進めてきた。第一は、彼の歴史学、すなわち「国家学派」の歴史学の中に彼の国家論を読みとること、第二は彼の代議制論それ自体の考察である。第一点に関しては、筆者はすでに自己の見解を発表した³⁾。従って本論文ではチチエーリンの代議制論を考察の対象とする。1850年代には彼は「国家学派」の完成者として、もっぱら歴史学に依拠して現実政治に対処した。代議制論、統治形態論の考察を始めるのは1860年以降になる。それ故本論文は時期的には1860年以降の彼の活動を対象とする。

I. 60年代初頭の立憲主義とチチエーリン

1861年の農奴解放令の公布は、ロシアの政治体制、社会編成の根本的再編をせまるものであった。農奴制の廃止後に貴族身分は存続されるべきか、貴族と農民の政治的、社会的諸権利はどうあるべきか、さらにツァーリズムは西欧的な立憲制へと移行すべきか否かが深刻に議論された。ロシアにおける憲法の制定と代議制設立の問題が、現実的な課題として提起されたのである。これはチチエーリンにとっても避けて通れない問題であった。

「大改革」期において、代議制の設立を求める様々な潮流が存在した。1862年2月にトヴェーリ県貴族団はアレクサンドル二世への請願の中で、全身分的特権の廃止と「全ロシアの地から選出された者たちの集会」⁴⁾、すなわち代議制の設立を要求した。これとは異なっているいわゆる身分議会設立の要求も表明された。1859年にベゾブラーゾフは貴族身分のみによる議会の開催を求めたし、1865年のモスクワ県貴族団集会も同様の要求をした⁵⁾。またスラヴ主義者たち、たとえばコシエリョーフは西欧的な代議制には反対したものの、「ゼムスキー・ソボール」すなわち全人民による諮問集会を要求した⁶⁾。政府内にも代議

制に類する制度を導入しようとする動きがあった。1862年内務大臣ヴァルーフは各県から選出された代議員を国家評議会の議論に加えるよう皇帝に進言した⁷⁾。これら「立憲主義」の諸潮流は四つに分類されよう。第一はトヴェーリ貴族団に代表される「制限君主制的立憲主義」、第二はベツブラーフに代表される「身分議会的立憲主義」、第三はスラヴ派の「ゼムスキー・ソボル」、第四はヴァルーフらの「政府内立憲主義制」⁸⁾である。スラヴ派の「ゼムスキー・ソボル」は身分的特権を否定し、全国民による集会を要求するものの、専制権力の不可侵を前提としている。「政府内立憲主義」は専制権力の維持という点でスラヴ派と一致するものの農奴を失なった貴族への譲歩という側面が強く、身分的特権の維持を前提としていた。(ただし1882年に内務大臣イグナーチェフが上奏した「ゼムスキー・ソボル」開催の議論はスラヴ派に極めて近いものであった)⁹⁾。

チチャーリンはこれらすべての「立憲主義」に反対した。彼にとって「大改革」の遂行者たる専制権力の制限は、それがいかなるものであれ有害であった。後年彼はこの時期の「立憲主義」を三つの潮流に分別した。第一は「自分たちの失なわれた特権のかけらを維持し、現在を過去と結びつけようと考えた」¹⁰⁾ 反動的貴族たち。第二は「興奮した熱情の助けを借りて、立憲的理念を実現するためにこの機会を利用せんとした」「短気な自由主義者たち」¹¹⁾。第三は「真の憲法を与えるのではないが、諮問集会の制度かあるいは国家評議会に諸身分の代表を招集する」¹²⁾ ことによって貴族の不満に譲歩せんとした政府である。そして彼には第三の「政府内立憲主義」が最も危険なものに思われた。政府自体が貴族に譲歩することによって「大改革」の事業が歪曲されることを、彼は危惧したのである。「政府内立憲主義」は、たしかに貴族への譲歩として代議制的な制度の導入を志向したが、本質的には、それは旧来の統治機構と新しく生じた諸課題との矛盾に直面した政府の内部から、専制を近代的に再編成せんとする要求に基づいて生まれたものであった。その矛盾は後述する「所得税問題」として、また次に検討する「行政の統一の問題」として顕在化した。

当時政府の諸法令が不整合であり、互いに矛盾していることがしばしばあった。クリミア戦争中の軍事動員体制の欠陥は、この問題の解決が急務であることを明らかにした。また農奴解放を中心とする国内改革を遂行する上でも、諸官庁の協力体制が不可欠であった。これが「行政の統一の問題」と当時呼ばれていた問題であった¹³⁾。当時行政の「不統一」の原因は政策決定の過程にあると考えられていた。仮にある法令の公布が必要であると、ある管轄の大臣が判断した場合、彼は個人的にツァーリに法案を上奏し裁可をおおぐ。その際他の大臣たちはこれにまったく関与せず、後になってその法案が自己の管轄にも関ることが判明する。その結果個々の法令の間に不統一が生じることになる。当時ツァーリの下に国家評議会が設置されていたが、構成員には各省庁の大臣、長官に皇室、貴族の有力者が加わり50名を越えていた。従って、ここで日常の諸法令すべてを審議することは不可能であった。各省庁の大臣からなる大臣委員会も存在したが、まったく機能していなかった。ヴァルーフらの「政府内立憲主義者」たちは、この大臣委員会を西欧的な内閣へと改革し、その議長に総理大臣の機能を持たせようとした。ヴァルーフは内閣制度の設立を通じて、将来の立憲君主制への足がかりとしようとした。アレクサンドル二世はこの提

B. N. チェーリンとロシアの立憲主義

案を拒否したが、「行政の統一」が必要であることは認め、1857年に大臣委員会と国家評議会の上に大臣評議会を設け、自らその議長となった。「政府内立憲主義」とアレクサンドル二世との間の争点は、法案審議のイニシアティブをツァーリが出席しない大臣委員会に与えるのかツァーリが議長である大臣評議会に与えるのか、「行政の統一」を内閣と総理大臣によって行うのか、それとも旧来通りツァーリによって行うのかにあった。

チェーリンは1861年秋『ナーシェ・プレーマ』誌上に論文「大臣評議会」を発表し、ヴェルーフに反対する。この論文で彼は「行政の統一」が必要であると認めるが、それは専制国家と立憲国家ではまったく異なるものであると主張した。彼によれば、立憲君主制下では議会内で多数派を占める政党が組閣し、単一の綱領に基づいて政策を遂行する。もしその綱領に欠陥があれば野党と世論の批判にあい、選挙で敗北して政権が替わる。ところが専制下の統治はまったく異なる。

「ここでは統治は政党間の争いを免れている。大臣たちは社会ではなく君主の個人的意志に依存している。政党が互いに争い、自己の位置を定めることは不可能である。……この結果同一の思想を持ち、互いに同志である人々からなる内閣は、立憲君主制に比べてまったく異なる意味を持つ。それは世論に依拠した一政党の内閣ではなく、まったく排他的な思想と私的見解を持つ集団による統治となるであろう。ここには統治者にとってどれほど自己が社会の信頼を得ているのかを知る規準がない。」¹⁴⁾

それ故、専制国家では様々な政治潮流がその見解を君主に表明し、君主がそれらに基づいて決定を下すことが必要であり、「行政の統一」は「一つの政党の支配ではなく、様々な政党と諸潮流の結合に基づかなければならない」¹⁵⁾とチェーリンは主張した。ここには君主は諸階級や諸政党の利害を超越した、国家全体の利益を代表する存在であるという彼の君主観が表明されている。そして「大改革」がまさにそのような君主の指導力に基づいて実施されるべきであると彼は考えた。

この論文では彼ははじめて西欧的な立憲君主制とロシア専制との統治形態の相違に注目した。1850年代において彼は人類史を氏族共同体、市民社会、国家という継起的な三段階に分けた。さらに彼は国家段階を、国家権力の無自覚的發展の時期（王権の確立期）、国家権力が自己の使命を自覚した時期（国法、行政の整備期）及び国家権力とその下位にある「社会」の調和的發展の時期の三つの時期に区分した。彼は西欧が国家發展の第三期、「リベラリズムという共通の名称で示すことのできる」¹⁶⁾時期であり、ロシアは第二期から第三期への過渡期であると考えた。以上の国家發展の三段階は、また国家理性の発達史であった。その際、理性的国家が立憲制であるか代議制であるかは、彼にとって副次的問題であった。1858年に彼は次のように述べた。「新しいヨーロッパの諸国家は（農奴制とは異なる — 杉浦）他の原理の上に打ち建てられている。市民の自由な諸関係の上に、法の前でのすべての者の平等に、単一の最高権力へのすべての者の従属にそれらは基づいている。」¹⁷⁾このように50年代のチェーリンにとっては、全国民の法の前での平等という原則こそが、西欧とロシアを分ける主要なメルクマールであった。それ故、彼はイギリス

の国制をそれ自体としては評価しない。むしろ彼は英国の上院を、中世の痕跡を強く残した貴族的国家イギリスに特殊な、貴族的機関であるとみなした。そして強力な貴族勢力が存在するにもかかわらず、英国が強大かつ安定した国家たりうる原因を、「英国の法遵守の感情」¹⁸⁾の中に見た。彼にとっては、イギリス国家の将来の発展は、貴族制の廃止と貴族的な地方制度の制限及び中央集権的行政組織の一層の拡充の中にこそあるのであった。

全国民の法の前での平等が彼にとって主要な関心であった以上、あらゆる身分的特権も否定される。彼は1857年に「すべての貴族は偽りの原理に基づいており、国家にとって有害である」¹⁹⁾と断じ、国家は貴族ではなく「才能あり、自立した見解と社会的利益への熱意を持った人物」²⁰⁾を必要としていると主張した。国家と社会の協力という彼の理想は、理性的国家と自立した個々の市民からなる社会の協力として表象されていた。それはいわば、ヘーゲルの理性国家とロック的市民社会との結合であった。そして農奴解放令の公布は、以上のような彼の政治的理想へと向う画期的な事件であった。それは、一方ではロシア国家が健全な理性国家たることを証明し、他方でロシア国民に自立した市民に成長する可能性を与えた。それ故に、解放令公布後に急速に激化した反政府運動は、彼にとって大きな衝撃であった。理性的国家と自立した市民からなる社会、という彼の図式が実現したと思われるや否や、社会の側が理性的国家に反抗しはじめたのである。ここに至ってチチェーリンは、ロシア専制国家に固有の統治のあり方を検討し、またロシア社会の内部における秩序を維持する保守的要素及び社会進歩を担う進歩的要素の区別について考察せざるを得なくなる²¹⁾。彼の視野に統治形態論と階級論が入って来る。彼の「保守的自由主義」はこのような事態への政治的な対応であり、『ナーシェ・ブレーミャ』誌上に発表された一連の論文は、その最初の考察であった。前述した論文「大臣評議会」もその一篇であった。

Ⅱ. 『国家学講義』での統治形態論の意味

1866年に発表された『代議制論』は、チチェーリンによる「大改革」期の政治的経験の理論的総括であり、国家論の体系化の最初の試みであった。この著作によって彼の「保守的自由主義」は一応の完結を見る。1850年代において彼は歴史学に基づいて国家の理念を導出したが、この著作ではより具体的な統治形態論、社会論、階級論へと考察が進められる。この著作の検討に移る前に、彼の国家学の構想を概観し、そこにおける統治形態論の位置を定める必要がある。

チチェーリンは1861年から1868年までモスクワ大学で国家法の講義を行ったが、この講義ノートをもとにまとめられた著作が『国家学講義』全三巻である。第一巻は1894年、第二巻は1896年、第三巻は1898年に出版された。大学での講義と、30年の歳月をへて出版されたこの著作を完全に同一視することは当然ながらできない。チチェーリン自身も第一巻序文において、1860年代には「可能な限り国家の活動を制限しようとする志向」²²⁾を持った個人主義に対決し、国家の意義を強調したが、1890年代には社会主義に対決して個人の役割を強調しなければならなくなった、と述べているように、個人の自然権に関しては対

応が変化している。また第二巻は1870年代以降の経済学、社会学等の研究に大幅に依拠している。しかし以上の留保をした上で、『代議制論』の枠組は『国家学講義』における統治形態論と基本的に一致していると筆者は考える。

『講義』の第一巻は狭義の国家論である。その第一部「国家の本質と基本的諸要素」では国家本質論、主権論が展開される。第二部「国制」は統治形態論、第三部「市民の権利と義務」では自由論が考察される。第四部「立法と司法」、第五部「行政」では立法、司法、行政三権の役割と相互関係が考察される。第二巻は「社会学」(социология)の副題からも察せられるように、当時流行していたコント、スペンサーなどの社会学に対抗し、チェーリンにとって国家の下位にある「社会」の全要素を体系化したものであった。その第一部「社会の本質と基本的諸要素」において社会の基本概念が考察され、第二部「自然と人間」で自然的、地理的、民族的諸条件が、第三部「経済生活」では経済学が論じられる。第四部「精神的必要」では宗教、科学、芸術、風俗、教育が検討される。そして最後の第五部「歴史発展」では、コントやスペンサーの発展概念が批判され、彼自身の発展概念と発展段階論が対置される。『講義』第三巻は政策論であり、第一部「政策の基礎」、第二部「国家の創設」、第三部「国制の政策」、第四部「立法政策」、第五部「行政政策」、第六部「政党の政策」に分かれる。つまり『講義』第一巻で国家の基本構造が、第二巻で社会の基本構造が規定された後、第三巻でこれらの基本構造を有する個々の国家が、所与の諸条件下でいかなる政策を選択すべきかが考察されるのである。以上から『国家学講義』全三巻が、国家を軸に展開されるチェーリンの社会理論の壮大な体系化の試みであることが理解されよう。

これらを念頭に入れた上で、本論文では第1巻を分析の対象とする。チェーリンはまず国家を「一つの法的全体へと法律によって結合され、共通の福祉のために、最高権力によって統治される国民の集団である」²³⁾と定義する。彼はこの定義の一字一句ごとに詳細な解説を加えるが、それらは四点に要約される。第一に国家は全一的な有機体であり、有機体の中核たる単一の最高権力によって統治されなければならない。第二にその統治は外的強制のみでなく、内的な道徳的原理に基づかねばならない。そして道徳法則(закон)の外的世界における表現が法律(закон)である。第三に、国家を構成するのは個々の市民であるのだから市民の権利が保護されなければならない。しかしながら第四に、国家は個々の市民を超越した存在であり、全体の福祉を追求しなければならない。以上の定義から、国家の四つの基本要素、すなわち最高権力、法律、自由、共同の福祉、が導出される。さらにここから国家の4つの目的が生まれる。それは1)国内の治安を維持し、2)市民の自由と権利を規定し、3)道徳的秩序を実現し、4)人類史の中で個々の国家に与えられた歴史的使命を実現すること、である。

このチェーリンの国家概念から統一した国家像を表象することは困難である。この困難さの理由は、チェーリン国家論における国家と市民の二元論的構造にある。彼は「国家はただ市民の私的目的の手段であるのか、否か」²⁴⁾と問い、次のように答える。「個々の理性的存在は(つまり個人は—杉浦)それ自体が目的である。それは単なる手段の水準に引下げられてはならない。」²⁵⁾この点で国家は個人にとって手段である。しかし他方

で国家は個人の利益ではなく全体の福祉を追求するし、国家の世界史的使命は個人の目的を超越している。従ってこの点では反対に、個人が国家にとっての手段となる。かくて、彼にとって個人も国家もともに「理性的存在」であり、相互に他に還元できない実体であった。ここにロック的な国家像とヘーゲルの理性国家との折衷が表現されている。前述した四つの国家目的のうち、1)と2)は国家が個人にとって手段となる局面、3)と4)は個人が国家にとって手段となる局面と考えることができる。

この折衷的性格は主権論にも反映される。彼は国民主権論、人民主権論、正統主義、功利主義、ヘーゲル主義の主権論を検討した後、これらすべての学説がともに一面的であり、以上の学説の総合が必要であると主張する。彼はまず主権の「理念的主体」と「現実的主体」を区別し、「理念的主体」については次のように述べる。「最高権力の理念的主体は全体的団体たる国家に属する。」²⁶⁾しかしこの定義は国家の主権は国家にあるというトートロジーである。このトートロジーをいかに理解すべきか。そこには第一に、全体は部分の総和ではなく、「全体的団体たる国家」の主権は個々の市民に還元できないという主張がある。しかし第二に、国家は国民からなるものであり、その限りで国家の主権は市民にも由来するという思想が反映されている。では主権の「現実的主体」とは何か。それは現実に国家権力を掌握する個人あるいは集団を意味する。しかしチチュエリン自身も認めるように、個々の統治形態における権力主体の分析は統治形態論に属するのであり、主権論たりえない。結局国家と市民という二元論的構成の故に、彼は首尾一貫した主権論を持つことができず、国民主権論とヘーゲルの主権論との折衷にとどまらざるを得なかったのである。

『講義』第一巻第二部では、家父長的国家、神権国家、君主制、貴族制、民主制の統治形態が分析される。前述したように、チチュエリンは国家を最高権力、法律、自由、共同の福祉の四要素から成るとみなした。しかし彼によれば、国家以外の他の団体、つまり家族、教会及び市民社会も、この四要素から成るのである。そして各団体では、ある一要素が規定的要素となり、他の三要素がそれに従属する。家族では共同の福祉が、教会では道徳的法(закон)が、市民社会では自由が、国家では最高権力がその団体の性格を規定する要素である。国家においては、最高権力の下に他の三要素が調和して発達することが理想とされる。しかし現実には、各民族はその民族性と歴史的条件により、ある一要素を優先的に発達させた。以上のようにチチュエリンは述べる。従って彼にとって統治形態の問題は、個々の要素の優劣とそれらの組合せの問題となる。たとえば君主制では最高権力が発達し、他の諸要素はその犠牲となる。また民主制では自由が優勢となり、時にそれによって最高権力の存在すら脅かされる。それ故、各統治形態は長所と欠陥を持っており、民族のおかれた諸条件によって、どの統治形態が最も有益であるのかが決まる、と彼は言う。この見地から代議制の特徴とその存立しうる諸条件を考察したのが『代議制論』であった。

Ⅲ. 政治的自由と政治的能力

チェーリンは「理論的には立憲制はすべての統治形態の中で最上のものであり、文明の進んだすべての民族が代議制を志向するのは避けられない」²⁷⁾、しかし代議制の導入には多くの条件が必要である、と述べた。さらに『代議制論』の序文で次のように述べる。「私が自由な諸制度を愛することを、私は隠さない。しかしそれらがいつでもどこでも適用されるとは考えない。不十分な代議制よりも公正な専制を私は選ぶ。」²⁸⁾ ここで彼は1860年代初頭と同一の「保守的自由主義」の立場を表明している。そして彼の「保守的自由主義」と同じく、この著作も左右両翼から冷やかに迎えられた。

『代議制論』は第一部「代議制の本質と特性」、第二部「代議制の諸形態」、第三部「ヨーロッパにおける代議制の歴史的発達」、第四部「代議制の諸条件」の四部からなる。第一部では代議制の理論的分析がなされる。彼によれば代議制は単なる委任(поручение)とは違い、選挙人は一度代議士を選出した後は、次の選挙まで代議士を拘束できない。代議士は権力に参与する者として選挙人の上に立つ。しかし代議士は常に選挙人に「道徳的に従属している。」²⁹⁾ それ故「代議制原理は市民の意志を被選挙人に全面的に移すという方法による世論の支配」³⁰⁾ であり、ここから代議制は「自由の表現であり、同時に権力の機関である」³¹⁾ という二重の性格を持つ。このように述べて彼は権力と自由の相互関係の考察へと移る。

チェーリンは自由を「市民的自由」と「政治的自由」に区別する。彼によれば市民的自由とは人格的自由(身体の非拘束、職業選択、移動の自由等)、良心・宗教の自由、所有の自由などからなる私的な自由である。市民的自由が、他の市民からだけでなく、権力からも侵害を受ける可能性がある以上、その保障のために権力に参与する権利、すなわち政治的自由が必要となる。しかし政治的自由は、私的ではなく社会的性格を持つ、と彼は言う。従って政治的自由は「権利の原理に義務の原理が結合されて」³²⁾ おり、時に自己の私的利益を犠牲にしても全体の利益をはかるという義務を人々に課す。ここでチェーリンの言う「全体の利益」とは、功利主義の「最大多数の最大幸福」とも、ルソーの一般意志とも、また今日の意味での全体の福祉とも異なる。それは前述したような国家の本質を認識し、自由だけではなく他の三要素の調和的発展に留意し、国家目的の実現を計ることである。それ故、政治的自由を行使せんとする者には高度な「政治的能力」が必要とされる、とチェーリンは主張する。

彼は、政治的自由を人間に生得的な権利であると主張する「民主主義者」に反対して、政治的能力の無い者に政治的自由はないと断言する。彼にとって政治的に無能な者を政治から排除することは、政治的自由の本質に由来するまったく正当な行為であった。「自由が政治的権利の源泉とすれば、能力はその不可欠の条件である。」³³⁾ ではチェーリンは政治的能力の規準を何に求めるのか。彼はまず子供と女性には政治的能力は無いと断定する。女性とはそもそも家庭的な存在であり、女性が政治に関与することは、家族の原理を国家に持込み、また逆に国家的原理を家庭に持込むことになる。その結果、国家と家族という本質的に異なる団体の双方にとって有害である、と彼は言う³⁴⁾。

次に彼は政治的能力の社会的規準について考察し、政治的能力を三つの資質に分ける。第一は「知的資質」すなわち国家が必要とするものを認識する能力、第二は「道徳的資質」すなわち「秩序への愛着」³⁵⁾である。第三は「物質的資質」すなわち他人に依存することなく自立した生計をたてうる経済力である。そして、彼はこれらを満足させる最良の基準が財産であると主張する。

「財産それ自体は政治的能力を与えはしない。しかしそれはこの能力を獲得するために不可欠なすべての条件を提供する。財産によって知的労働に従事する諸階級と肉体労働に従事する諸階級が区別される。そしてこの職業の区別は、明白にあれこれの階級の内に様々な政治的能力を発達させる。」³⁶⁾

彼によれば、それは教育などよりはるかに確実な基準である。「教育を受けた者は、自分自身の将来を確立することによって、世間において自己の自立性を保障する富を獲得することによって、まず自分の能力を示さなければならない。」³⁷⁾このように、彼は市民的自由が万人に生得的なものであることを承認しながら、政治的自由を政治的能力に結びつけることによって、広汎な女性、農民、小市民、労働者を政治から排除せんとしたのである³⁸⁾。

彼はさらに代議制の長所と欠点についての考察に移る。彼によれば代議制の長所は、市民の権利を保障し、国家にとっては社会の真の状態を知って社会の協力を得ることができ、社会にとっては秩序と法への愛着を育てる、ということにある。しかし、国家の統治は政府に「高度な認識」と「意志の単一性」³⁹⁾を要求するが、これは代議制にとって最も実現困難な要求である、と彼は言う。その理由は、第一に代議制は多数の国民の政治参加を前提とするが、多数の者の政治的認識は一般に優れた少数者の認識より低い。従って代議制下では政治的認識は必然的に低下する。第二に、多数の者の意志を一つに結合することは極めて困難な作業であり、根本的変革を実行する場合には、代議制は最も不適当な統治形態である。彼は「大改革」の事業がロシアで「平和的」かつすみやかに遂行しえたのも、専制に負うところが大きいと言う。第三に議会内における多数派の少数派に対する支配は、「一面的見解が他の一面的見解を支配し、抑圧する」⁴⁰⁾ことであり、党派間の争いを激化させ、「国家の弱体化と社会の深刻な動揺」⁴¹⁾を生み出す。このようにチチャーリンにとっては、極めて限定された選挙権の下で「政治的能力」を有する者たちによって設立された代議制でさえ、多くの欠陥を持ち、その導入に際しては多数の条件が必要とされたのである。ベルジャーエフは、何故チチャーリンがロシアでかくも人気がなかったのかと問い、次のように述べた。「チチャーリンはこれ（個人主義と民主主義の結びつき — 杉浦）を理解しなかったし、理解することもできなかった。彼の明析な知性は階級的な伝統と偏見により歪められた。彼はブルジョア社会の偽りの価値に鎖でつながれていた。」⁴²⁾ 筆者はチチャーリンのブルジョア的「偏見」が貴族的エートスによって貫かれていたことを、ベルジャーエフの見解につけ加えたい。チチャーリンは社会そのものに内在する「秩序」すなわちブルジョア的秩序を見ることができなかった。それ故、「意志の単一性」を代議制

によって実現することが極めて困難であると考えざるを得なかった。このことは彼の「市民社会」概念を見ればより明白になる⁴³⁾。注目すべきは、彼が「社会」あるいは「市民社会」を実体としてではなく、単なる名辞と把握していた点である。彼にとって社会を一つの有機体として把えることは仮構にすぎず、社会は諸個人に還元されるものであった。個人と国家の二つのみを実体であり、社会とは諸個人の相互関係の総体にすぎないと、チェーリンは『国家学講義』第二巻でたびたび強調する⁴⁴⁾。後年の彼の著作『法哲学』でも「社会ではなく個人が思考し、感じ、欲する。それ故、個人からすべてが発し、すべては個人に帰る」⁴⁵⁾と主張される。チェーリンにとって「市民社会」あるいは「社会」とは諸個人が相互に争い、また妥協し合う私的世界の総称であり、それは普遍性を欠いた特殊性の圏として定立されていた。彼が中世を諸個人の闘争の場であり、特殊性に支配された「市民社会」と、抽象的普遍性を体現する「教会」との分裂として把えたのも、このためであった⁴⁶⁾。チェーリンが依拠したヘーゲルの体系においては、「市民社会」とは諸個人が自己自身の特殊性にとどまりながらも、相互に結合すること、相互依存の体系の中に入ることによって普遍性に貫かれていた世界であった⁴⁷⁾。それは近代ブルジョア社会を前提としたものであり、「欲求の体系」としての市民社会の内在的法則をヘーゲルが把握していたことを示している。まさにそれ故に、『精神現象学』においても、「徳の騎士」すなわち個人の道徳性は、「世路」すなわち市民社会との闘いに敗北せざるを得なかった⁴⁸⁾。しかしチェーリンは「市民社会」の内にかなる普遍性も見ない。従って市民社会は「万人の万人に対する戦争状態」と把握され、この争いの調停者として国家が出現する。その国家は、ヘーゲル的な理性国家であると同時に、ホッブスの「リヴァイアサン」でもあった。筆者はここにチェーリンの政治理論の最大の弱点を見る。たしかに彼は国家の政治的統合を実現するための諸条件として、地理的、民族的、歴史的、文化的、さらに経済的要因をも詳細に論じる。しかし究極的には、彼は政治的統合をあくまで政治の枠内でのみ追求する。彼の政治的理想は、代議制であれ専制であれ、教養ある「徳の騎士」の集団による支配であった。彼自身も「徳の騎士」として、下世話で無教養な「世路」と闘った。結果は『精神現象学』の叙述と同じであった。

Ⅳ. 立憲制を構成する諸権力

『代議制論』第二部「代議制の諸形態」では、共和制下の代議制、諮問集会、身分議会、立憲君主制下の代議制の諸形態が検討される。その結果、立憲君主制こそが理想的な代議制であり、他の諸形態は理想にほど遠いものであると彼は述べる。彼にとっては、立憲君主制において最もよく最高権力、法律、自由、共同の福祉の調和が実現されるのである。

立憲君主制は君主、上院、下院が権力を分有する統治形態である。君主権力についてのチェーリンの議論は三点に要約しうる。第一に、国家は「人間の本質の永遠の諸要素、社会の恒常的利益、生活の不変の法則——換言すれば、一つの精神的総体としての人々と諸世代を結びつけるすべてのものを具現している」⁴⁹⁾が、この「国家組織の永遠の本質」⁵⁰⁾を君主権力が具現しているのである。彼は国家を現在とともに過去の諸世代を包摂した民

族の総体とみなす。それ故世襲の君主権力のみが国家を代表しうると主張される。彼にとって君主は「国家における歴史的要素を代表する」⁵¹⁾ 存在なのである。彼の議論は、基本的にヘーゲル『法哲学』の君主概念に基づいているが、世代を越えた人々の有機的結合という国家観は、またエドモンド・バークの議論を想起させる⁵²⁾。第二は、対立の調停者としての君主権力である。彼によれば、すべての社会はその内部に対立する二つの要素、貴族的要素と民衆的要素を持つ。諸身分を超越した君主のみが、この対立を調停しうると彼は言う。第三は変革者としての君主である。君主の「個人的意志は常に運動の最も強力な手段」⁵³⁾ であり、革命を防止しつつ急激な改革を遂行しうる。以上から、彼にとって君主権力とは歴史を貫く民族有機体たる国家を代表し、社会内の対立を調停し、国家の統一を保障するとともに、改革を先導する変革者であった。それ故、国家の規定的要素である最高権力は君主によって体现されるのである。

立憲君主制下の第二の権力である上院は貴族的要素を代表するとチチェーリンは述べる。君主が社会内の二つの要素（自由と秩序）の調停者、媒介者であるとすれば、貴族は国家権力（＝君主が代表する）と自由（＝民衆が代表する）の媒介者である。貴族は「社会の構成要素でありながら、国家の目的、その永遠の法、権力と秩序の不可欠の諸条件を理解する」⁵⁴⁾ が故に、国家に欠くことのできない存在である、と彼は主張する。彼にとって貴族とは秩序と自由の媒介者であった。自由と秩序という、すべての自由主義者が直面せざるを得ないアンチノミーが、彼の体系においては貴族によって媒介、止揚されるのである。それ故、「貴族」概念はチチェーリン国家論の一つの核心をなす。前述したようにチチェーリンは1857年の論文「貴族、特にロシアの貴族について」において、貴族の政治的意義を全否定した。その際彼は貴族の上層をアリストクラーツィア（аристократия）、下層をドゥヴォリャンストヴォ（дворянство）と呼び両者を区別したが、ともに中世の政治秩序の痕跡であると否定的に評価した。1862年の論文「ロシアの貴族について」ではドゥヴォリャンストヴォの語だけが用いられる。そして貴族の身分的閉鎖性が批判されるものの、ロシアにおける有益な社会的要素としてそれは再評価される。農奴の解放という新たな条件の下で、社会秩序を維持する勢力として、彼は貴族に注目した。そして「中間身分」の代用として、貴族を「開かれた身分」⁵⁵⁾ へと再編せんとしたのである。この時点では、貴族は社会の内部における保守的かつ啓蒙された階層として評価されていた。

しかし1866年の『代議制論』では、貴族の政治的意義が注目される。ここではドゥヴォリャンストヴォとアリストクラーツィアは以前と異なる規定をうける。前者は中世的身分（сословие）、後者は政治的身分（состояние）とされる⁵⁶⁾。彼によれば中世的身分であるドゥヴォリャンストヴォはその身分的特権にともなう欠陥を持つが、専制下にあってはそれは専制権力の専横を防止しうる唯一の社会的要素であり、また自由、権利及び個人の尊厳の唯一の土壌であった。「専制はその本質からして身分制度に依存する」⁵⁷⁾ のである。以前彼は、理性的国家——自立した市民という関係を国家の理想と考え、統治形態は二義的な問題であった。しかし『代議制論』では、各々の統治形態に固有の社会編成が考察の対象となった。そして専制下では専制権力—貴族身分—民衆という関係が不可欠であると主張されるのである。立憲制下では事情は異なる。

「ここでは（立憲君主制下では — 杉浦）国民は最高権力への参加を求められている。そして最高権力はその理念からして単一であり、統治においては活動の単一性が求められている。それ故政治的自由の基礎にあるのは個々の階級の権利ではなく、全市民に共通の権利である。私的、身分的特権から共通の権力を形成することはできない。かような分裂（諸身分への分裂 — 杉浦）はその本質に反する。……立憲君主制において貴族（アリストクラーツィア）は存在しうる。しかしそれはまったく政治的なものとしてであり、身分的意義を持たない。それは一つの身分の利益ではなく、全体の利益を考慮すべきである。」⁵⁸⁾

1986年の『国家学講義』第二巻においては、彼は社会の上層全体を貴族（アリストクラーツィア）と呼び、それらを「土地貴族」「産業貴族」「知的貴族」⁵⁹⁾の三つに区別した。そして土地貴族の優位を認めつつも、上層ブルジョアジーと上層インテリゲンチヤ（大学教授など）をも上院に結集して社会秩序の強化を図ろうとした。

このようにチチェーリンが求めたのは閉鎖的な身分としての貴族ではなく、自己の内部に社会の上層を結集し、国家と民衆の媒介をなす「開かれた身分」としての貴族、アリストクラーツィアとしての貴族であった。彼は専制下にあっては貴族（ドゥヴォリャンストヴォ）の身分的特権が必要であるとした。政治権力が君主に集中し、貴族が国家権力に制度的に関与できない専制下では、政治的身分としての貴族が完全に発達し得ないが故に、その代用として、社会の内部に、社会的特権を持つ自立した身分としての貴族が必要とされたのである。この意味で、専制下では貴族（ドゥヴォリャンストヴォ）はその社会特権の故に、政治的意味を持つのである。

以上の見地から、チチェーリンはロシアの貴族に対して一見矛盾する二つの要請を行う。彼にとって、現実のロシアは専制から立憲君主制への移行の準備をすべき段階にあった。従ってロシアの貴族は、第一に、アリストクラーツィアとしての貴族へと自らを陶冶しつつ、立憲制導入に必要な諸条件を整えなければならない。しかし、第二に、ロシアの貴族は専制が存続する限りは、あくまでもドゥヴォリャンストヴォとして、自己の身分的特権を保持しなければならない。彼にとって、貴族特権の放棄は専制が自己の権力を制限した時にのみ、実現されるべきであった。1890年代の貴族の経済的苦況と、その救済策について論じた論文「ロシア貴族について」の中で、彼は政府に高率関税政策の撤廃と鉄道運賃の引下げを求めたものの、政府の直接的な貴族救済策には強く反対した。彼は「国家が必要としているのは、扶養される勢力ではなく、国家が依拠しうる強固な社会勢力である」⁶⁰⁾と述べ、貴族が自力で経済的苦況に立向うべきであると主張した。「疑いなく、多くの者が生活の困難な諸条件との闘いに倒れるであろう。しかし健全な核、すなわち自己の足で立つことのできた者たちは残るであろう。そしてまさにこれが国家と社会にとって必要とされているのである。」⁶¹⁾（強調 — チチェーリン）

立憲君主制の第三の権力機関は下院である。ここでは国民の意志は量的に反映される。しかし、選挙権は財産により制限されるのであるから、下院で優位を占めるのは「中間身分（состояние）」である。そして彼は社会を個々の集団に区別する主要な原理が所有で

あると主張する。所有は量的及び質的に区別される。量的には、所有の大小により上流階級、中間階級、下層階級に分かれる。質的には動産所有と不動産所有に分かれる。これを図示すれば次のようになる。

質 量	動産所有	不動産所有
上流階級	資本家	大土地所有者
中間階級	自営業者	小土地所有者
下層階級	労働者	下層農民

彼によれば、不動産所有者つまり農業に従事する者は動産所有者よりも他人に依存することが少ない。また動産所有者のような有為転変もない。それ故政治的にはより安定し、より政治的能力のある階級であり、財産による選挙権の制限は、不動産所有者の方がより緩和されるべきだ、と彼は述べる。しかし注意すべきは、彼が動産所有と不動産所有の間に上述した差別を認めたものの、この規準を満たして選挙権を一度与えられた者たちは、すべてが対等、平等な選挙権を有するとした点である。選挙人は自己の属する身分あるいは階級の成員としてではなく、一市民として選挙権を行使するのである。この点で個人は身分を媒介にして議会に参加するというヘーゲルの下院論とは異なっている⁶²⁾。

以上が立憲君主制の三つの政治権力である。

『代議制論』第三部ではイギリス、フランス、ドイツ、ロシアにおける議会の伝統が詳細に検討され、各国の代議制形成における歴史的諸条件が分析される。第四部では、国土の大きさと地理的条件、人口、民族構成、経済水準、社会構成、政党の有無と世論の性格その他の諸条件が代議制の導入にいかなる影響を与えるのかが多岐に渡り考察される。その際、代議制の存続あるいは導入の可否を決定する基本法則は、「社会に統一が少ないほど権力は集中されなければならない。反対に社会が単一のまとまりを持てば持つほど、権力は分割しうる」⁶³⁾ というものであった。しかし、前述したように彼は「市民社会」の統一と秩序を根底で支える原理を承認しないが故に、分析は並列的、網羅的となり、個々の要因は個別的に、代議制の設立を促すのかそれとも阻害するのかが検討される。

以上から明らかなように、『代議制論』は複雑な構成をとり、それを単一の政治理論に還元することは困難である。しかし、そこに貫かれる彼の基本思想は、国家の一体性を維持しつつ政治権力の分割を可能とするような条件は何か、という問題である。そこには諸権力の相互規制によって政治権力の専横を防止するとか、ミルが『自由論』で問題にしたような⁶⁴⁾、政府の市民的自由への干渉をいかに防ぐのかという問題意識は背景に退いている。権力の専横をいかに防ぐのが、彼にとって主要な問題となるのは、後述するように1880年代以降である。この意味で、多くの点でヘーゲルとの相違があるにもかかわらず、『代議制論』は基本的には、ヘーゲル『法哲学』の枠組の中にある⁶⁵⁾。チチェーリンは諸権力の均衡としてではなく、諸権力の調和として立憲君主制を捉えていたのである。

かくしてチチュエーリンは『代議制論』において表明された政治理論をもって、ロシアの現実に立向う。次節でそれを概観してみよう。

V. 現実との対決

『代議制論』以降で、チチュエーリンが最初に直面した憲法問題は、いわゆる「所得税問題」である。当時政府の財政は危機的状態にあった⁶⁶⁾。軍事費と対外債務の支払により国家財政は圧迫され、政府は新たな借款によってその赤字を補填している状態であった。一方で政府は国内の近代化、特に鉄道建設のために莫大な資金を必要としていた。酒税、人頭税、関税が政府の主要な税収であったが、それには限度があった。たび重なる人頭税の増税により、農民の税負担は限界を越えていた。つまり60年代の財政危機は、旧来の支配機構と国内の近代化という政策との構造的な矛盾の反映であった。人頭税を廃止し、全国民がその収入に応じて税を負担する制度、つまり所得税の導入が緊急の課題であった。それは財政におけるブルジョア的原理の確立を意味した。すでにクリミア戦争中から、所得税導入の提案が何度かなされたが⁶⁷⁾、政府はその決断ができなかった。貴族の免税特権の廃止によって、貴族内に政府への不満が広がり、代議制の要求と結びつくことを政府は恐れていた。1867年に税務委員会が提出した新税案は、このジレンマの産物であった。税務委員会は所得税の導入を時期早尚と判断し、そのかわり人頭税を廃止して、家屋税と土地税の導入を提案した。その際委員会は納税者の総数及び税収総額を据置くと決定した。つまり「担税身分」である農民の地位と税負担を変えずに、徴税原則のみを変えようとした。それは将来の所得税導入を準備する一方で、貴族の不満を恐れ、当面は旧来通り農民のみに税を負担させようとしたものであった。政府はこの提案をゼムストヴォの論議に委ねたが、その際論議を純粹に財政的枠内に留めるよう、すなわち代議制の導入等の政治問題に発展しないよう命じた。

しかし各県ゼムストヴォの議論は、政府の意図に反して税制の基本原則、すなわち所得税の当否の問題へと発展した。その中であっても、チチュエーリンの主張は代議制と所得税の結びつきを最も強く訴えるものであった⁶⁸⁾。1868年にモスクワ大学を辞職した後、彼はタンボフ県ゼムストヴォの中心的活動家として同県ゼムストヴォの予算委員長を勤めていたが、この問題でも議論を主導した。彼は政府案を「人頭税の偽装したもの」⁶⁹⁾としてこれに反対する。そして土地、労働、資本の生み出す利益に課税することが望ましい、すなわち所得税が望ましいと主張した。しかし同時に、彼は代議制の導入以前に、貴族が免税特権を放棄することに強く反対した。さらに彼は各県の貴族団長に所得税の政治的側面について、ゼムストヴォで議論することを求める手紙を送った。いくつかの県で、彼の求めに応じた議論がなされた。これに対して、内務大臣ティマーシェフは各県知事に、貴族団長がチチュエーリンの手紙を受取ったか否かを調査し、かつそのような議論がなされないよう方策を講ぜよと命令した⁷⁰⁾。

1871年3月にモスクワで、新税問題に関する各県ゼムストヴォ活動家の非公式の集會が開かれた⁷¹⁾。集會では人頭税を廃止して所得税を導入すべきであるという点では、全員が

一致した。しかし、所得税の導入、すなわち貴族の免税特権を無条件で放棄するのか、それとも代議制の導入を前提条件とするのかで見解が分れた。「専制の下での民主的平等というスラヴ主義的理念の影響下」⁷²⁾にあった多数派は、免税特権の一方的放棄を主張した。チチャーリンは前述した貴族論に基づいてこれに反対した。政府はゼムストヴォ論議の思わぬ展開に驚き、税制改革を断念した。内務大臣ティマショーフをはじめ多くの者は、チチャーリンが立憲主義者に転じたと驚いた。彼自身は、自分は税制改革と憲法問題との結びつきを指摘しただけであり、憲法を要求したのではないと言う。たしかにその時点でツァーリ権力の制限を要求したのではないという点で、彼は「憲法」を要求したのではなかった⁷³⁾。しかし税制改革という政府にとって緊急かつ現実的な政策課題に対し、それと憲法問題との理論的結びつきにあくまで固執して立ち塞がったチチャーリンを、政府が「立憲主義者」と見なしたのも無理からぬことだった。

1870年代末、すなわち露土戦争後の国内外の危機の時代に、はじめてチチャーリンは現実のロシアにおいて代議制が必要であると主張しはじめた。彼は1878年に非公然の論文「ロシアの憲法問題」を執筆し、その中で露土戦争後のロシア国内の「経済的崩壊」と「道徳的危機」⁷⁴⁾の打開のためには、「分裂した諸力(=国家と社会 — 杉浦)を結合し、共通の志向を与える機関の設立」⁷⁵⁾が必要であると主張した。また専制はロシアでその使命を終えたと断じた。

「あらゆる所で若い諸民族を育成する役割を果たす専制は、諸民族がすでに成熟した時代にはふさわしくない。その本質からして専制は、民族を一定の水準以上に引上げることはできない。専制は権力の活動によって獲得しうる全てのものを与えることができる。しかしそれは自由によって獲得されうるものを与えることはできない。」⁷⁶⁾

さらに彼は、ツァーリ権力が、もし国家理性に従うことによって自己の「合法性」を維持せんと望むならば、すなわち「合法的君主制(законная монархия)」⁷⁷⁾たらんと望むならば、自発的に制限君主制へ移行せよ、さもなければ「ツァーリはデマゴグに変ずる」⁷⁸⁾と述べる。しかし、彼はただちに代議制を設立せよと主張したのではない。当面は、代議制の準備のために、「真の代議制への過渡をなすべき学校」⁷⁹⁾として、ゼムストヴォの代表を国家評議会に加えること、及びその議事を公表することを提案した。それはロリス・メリコフの「憲法」案に極めて近いものであった。

1881年3月のアレクサンドル二世の暗殺を契機として、立憲制に対する彼の対応は変化する。彼は論文「新しい治世の課題」を執筆し、長年の友人ポベドノスツェフを通じて新帝アレクサンドル三世へ提出せんとした。皇帝暗殺以前は、彼はロリス・メリコフの改革を支持していたが、暗殺後は「このような混乱した時代には、憲法秩序の導入について語ることは不可能である」⁸⁰⁾と主張する。暗殺以前は、彼はロシアの危機の主要な原因を政府の反動的政策及びその結果政府の陥った孤立に求めた。しかし暗殺後には、危機の原因を「人間社会を支える全ての基盤を転覆せんとする野蛮な要求」⁸¹⁾すなわち革命運動と、それを生み出したロシア社会の未熟さの中に見出す。そして政府の反動的政策は「社会自

B. N. チチュエーリンとロシアの立憲主義

体に根を持つテロリズム」⁸²⁾の結果生じたものであると述べた。それ故彼は、現状では「権力のあらゆる制限は破滅的なことになる」⁸³⁾として、政府の弾圧政策、言論統制を是認する。彼が提案した処方は「社会の見解と意志とがそこにおいて形式されるような機関」⁸⁴⁾の設立であった。それは各県から貴族の代表一名、ゼムストヴォの代表二名を招集し、彼らを国家評議会に加えることにより設立される。しかし奇妙なことに、これは「ロシアの憲法問題」の中で代議制のための「学校」として提案されたものとほぼ同一の機関である。立憲制を要求する場合も、それに反対する際も、現状打開のために同一の処方が提案されるのである。前者では政府の反動政策が、後者では革命運動が主要な敵とされた。それ故、政策課題においても、前者では専制の制限と自由の拡大が要求され、後者では「巷間に流布している全ての自由主義的計画」⁸⁵⁾が否定され、政府の弾圧策が支持される。しかし、チチュエーリンにとって、国家と社会の協力による危機打開という基本的構想は同一であった。

1882年1月、彼はドゥーマによってモスクワ市長に選出された。彼にとってモスクワ市長とは「ロシアの生活の道徳的中心である首都の代表者」⁸⁶⁾であり、それはすなわちロシア社会の代表者であった。彼は自立した社会の代表者として、政府と社会の協力による危機打開を追求した。しかし政府が求めたのは自立した社会ではなく従順な社会であった。トルストイ伯が内務大臣に任命され、カトコフが文部行政の実質的指導者となった。彼は立憲主義的志向を疑われ、1883年7月、在職わずか一年半で市長を解任される⁸⁷⁾。これがチチュエーリンの活動に対する政府の回答であった。ここに到って彼は専制そのものに批判の目を向けるようになり、立憲制の確立以外にロシアの将来はないという確信に至る。

「今日のロシアは社会の屑によって統治されている。……このような条件の下では、専制権力の制限が緊急の必要となった。それだけが我々を全面的にとりまいてる空気を清め、腐った沼に生命を吹込み、ロシアの地の底に隠れている健全な諸要素に息をさせることができる。この出口を我々の子孫は見出すであろう。」⁸⁸⁾

しかし、彼は立憲制を志向しつつも、その実現のために依拠すべき勢力を見出すことができなかった。彼は絶望の中で、ロシアの将来の世代に「遺言状」を執筆する。1899年に執筆された論文「20世紀前夜のロシア」は彼の政治的遺言状であった。

結びにかえて

「20世紀前夜のロシア」において彼は、財政、教育、貴族と農民の現状、宗教的・民族的迫害等の現状を分析した後、絶望の声を上げる。「あわれなロシアよ！」⁸⁹⁾ロシアは泥まみれになって20世紀を迎えんとしていると彼は言う。

「アレクサンドル二世の改革の意義は、ロシア国家を新たに自由と法の原理の上に建設し、それらの諸原理が社会勢力に自己の足で立つ可能性を与えることにあった。しかしこ

の改革は国家生活の全側面を包摂したのではなかった。下では(社会は — 杉浦)すべてが新しく改革されたのに、上では(国家は — 杉浦)すべてが旧来のまま残った。最初の時期には、これは有益であった。なぜなら全般的な変革は全体の崩壊へと導きかねないからである。不可欠な支柱となる強固な中心が保持されてのみ、改革は平和的かつ正常に遂行しえた。しかし遅かれ早かれ旧いものと新しいものとの矛盾は現れざるを得なかった。官僚制が自立した社会を押えつけるか、それとも後者が官僚的支配の方法と習慣に取ってかわるかなければならなかった。ニヒリズムの運動は官僚の手に切り札を与え、官僚は社会勢力を圧迫し、改革によって創られた制度を歪曲するためにこれを利用した。官僚の専横に限界を設けることによってのみ、正常な秩序を回復しうることは明らかである。』⁹⁰⁾

チチャーリンは以上の如く「大改革」以後の時代を総括した。そして「社会勢力」による「官僚の専横」の制限こそが緊急に必要であると述べた。「無制限権力に手を触れないで官僚制を制限することは不可能」⁹¹⁾であるから代議制の設立が不可避であると彼は言う。この時点での彼の代議制への対応は60年代のそれとは明らかに異なる。60年代には諸権力の調和が、彼にとって主要な関心であった。しかしここでは、専制権力と官僚の専横をいかに抑制するのかという問題が前面に出ている。この問題の転換によって、彼の代議制論ははじめて、西欧自由主義の代議制論と同一の地平に立ったと言えよう。

しかし彼のこのような問題設定の転換は、彼が代議制導入の具体策を論ずるや否や、ただちに彼の「保守的自由主義」の理論体系と衝突する。代議制導入の具体策を彼は次のように述べる。各県ゼムストヴォから2～3名の代表を選出し、彼らによる集会に法案と予算案の審議を委ねる。さらに国家評議會を上院にかえ、「そこから官等のみによってその地位にある者たちを一掃する。」⁹²⁾しかし彼はこの提案をするや否や、このような変革が近い将来実現することはほとんどあり得ない、と声明せざるを得ないのである。「君主が自己の権力を制限すると想像するのは、人間の本性を知らないことを意味する」⁹³⁾と彼は言う。つまり彼はツァーリが決して応じることのありえない提案をツァーリにするのである。このジレンマを彼はいかに解決するのか。「革命の土壌は我国には存在しない。何故なら、我国ではアレクサンドル二世の改革が実施されたのだから。」⁹⁴⁾それ故、彼に残された解決策は「対外的カタストロフィー」⁹⁵⁾だけである。彼は近い将来、ロシア、フランス対ドイツの戦争が不可避であるとみなす。「フランスには、ただ内的混乱と不和を、ロシアには専横と抑圧を見るだけである」が、ドイツは「勝利と統一の結果として生まれた民族精神のエネルギーの高揚があり、鉄の原理と自由の広汎な発達結びついている。」⁹⁶⁾それ故ドイツが勝利すると彼は予想する。そして彼は、対ドイツ戦争の敗北の中から、ロシアのシュタイン、ロシアのビスマルクが出現することに、ロシアの将来を託すのである。しかしそれはあまりに重苦しく、暗い「期待」であった。1904年、日露戦争の開戦を目前にして、彼は長い生涯を終えた。

—注—

- 1) 本稿は一橋大学社会学研究科に博士課程単位取得論文として1987年1月に提出した拙稿『チチエーリン国家論の形成と構造』(一橋図書館蔵)を元としている。
- 2) レオントヴィッチは1957年の著作『ロシアにおける自由主義の歴史』で、チチエーリンを「一貫した立憲主義者」と規定した。(Леонтович, В. В., *История либерализма в России: 1762-1914*, Париж, 1980, стр. 318.) フィッシャーは「大改革」期ロシア自由主義を「地主的自由主義」と規定し、その「無定形な中間層」の政治的代弁者をチチエーリンの中に見た。(Fisher, G., *Russian Liberalism, From Gentry to Intelligentsia*. Cambridge, Mass., 1958, p.18) またハマーはチチエーリンを「彼の時代のあらゆる自由主義を追い越していた」ロシアで数少ない真の自由主義者と規定した。(Hammer, D. P., *Two Russian Liberals, The Political Thought of B. N. Chicherin and K. D. Kaverin*, Columbia, 1962.) シャピロは、合理主義と民族主義という対立する政治潮流の調和を追求したロシアにおけるか細い伝統の中にチチエーリンを位置づけた。(Schapiro, L., *Rationalism and Nationalism in Russian Nineteenth Century Political Thought*, New Haven, 1967.) さらにベンソンはチチエーリンを「右派ヘーゲルの自由主義者」と捉え、彼の政治的孤立の原因を、西欧的なヘーゲル国家論を、それとはまったく異質なロシアの現実に適用せんとしたことの中に見た。(Benson, S., "The Conservative Liberalism of Boris Chicherin," *Forschungen zur Osteuropäischen Geschichte* 21, 1975, pp. 17-114.) ソヴィエトの研究者ゾーリキン、チチエーリンが「自由主義の立場から、専制から立憲制への段階的移行の綱領を仕上げた」と述べた(Зорыкин, В. Д., *Чичерин: Из истории политической и правовой мысли*, М., 1984, стр. 76.) これに対してケリーは、チチエーリンの「保守的自由主義」を自由主義の一形態であるとみなすのは「ドイツ国家社会主義を社会主義の一形態であると言うのと同じ程にグロテスクだ」と主張した。(Aileen Kelly, "The Political Philosophy of B. N. Chicherin," *Cahiers du Monde russe et soviétique* XVIII(3), 1977, p. 196.) また近年ヴァリツキはロシア自由主義の法思想を検討し、チチエーリンを「古典的自由主義」者とした。その際彼はチチエーリンが「自然権的自由権」の拒絶からその承認へと段階的に移行していくことに注目した。(Walicki, A., *Legal Philosophies of Russian Liberalism*, Oxford, 1987.)
- 3) 彼の歴史学及び1850年代の活動については、拙稿「チチエーリンにおける国家と社会——『大改革』期ロシアの自由主義——」、『一橋論叢』、第91巻第5号(1984年5月)参照。
また、カヴェーリンとチチエーリンの歴史理論の差異については、拙稿「カヴェーリンにおける『人格』と『民族性』——『大改革』期ロシア自由主義の国家論の考察」一橋論叢、第93巻第3号、1986年3月、参照。
- 4) "Адресс тверского дворянства," *Колокол*, 22 марта 1862 г. トヴェーリ貴族団の請願については Попов, И. П., "Тверское выступление 1862 г. и его место в событиях революционной ситуации," *Революционная ситуация в России в 1859-1861 гг.*, М., 1974 参照。
- 5) ベゾブラゾフ及びモスクワ県貴族団集会の議論については、*История буржуазного конституционализма XIX в.*, М., 1986 参照。
- 6) コンセルヴォーフの諮問集会の要求については、Fisher, op. cit. pp. 22-27 参照。
またスラヴ主義者の国家観については、清水昭雄「ピョートル大帝とその改革に関する古典的スラヴ主義者の見解について」、『一橋論叢』第97巻第5号(1987年)参照。
- 7) Чернуха, В. Н., *Внутренняя политика царизма с середины 50-х до начала 80-х гг. XIX в.*,

- Л., 1978 参照。
- 8) チェルヌーハはヴァルーエフの立場を「政府内立憲主義」と規定したが、筆者もこれに従う。
Там же, стр. 25.
- 9) Там же, стр. 21.
- 10) Чичерин, *Конституционный вопрос в России, (Рукопись 1878 года)*, СПб, 1906, стр. 4.
- 11) Там же, стр. 4.
- 12) Там же, стр. 4.
- 13) 「行政の統一の問題」の議論とその経過については、チェルヌーハの前掲書に詳しい。
- 14) Чичерин, *Несколько современных вопросов*, М., 1862, стр. 231.
- 15) Там же, стр. 232.
- 16) Чичерин, *Очерки Англии и Франции*, М., 1858, стр. 109.
- 17) Там же, стр. 487.
- 18) Там же, стр. 36.
- 19) Чичерин, “Об аристократии, в особенности русской,” *Голоса из России*, кн. III, 1857, стр. 19.
- 20) Там же, стр. 111.
- 21) これらの諸論文は、翌年出版された論集『現代のいくつかの諸問題』におさめられている。
Чичерин, *Несколько современных вопросов*, М., 1862. 詳しくは前掲拙稿参照。
- 22) Чичерин, *Курс государственной науки*, ч. I, М., 1984, стр. III.
- 23) Там же, стр. 3.
- 24) Там же, стр. 15.
- 25) Там же, стр. 15.
- 26) Там же, стр. 71.
- 27) Чичерин, *Воспоминания*, кн. III, Московский университет, М., 1929. Rep. Cambridge, 1973, стр. 164.
- 28) Чичерин, *О народном представительстве*, изд. 2-ое, М., 1899, стр. xix.
- 29) Там же, стр. 6.
- 30) Там же, стр. 7.
- 31) Там же, стр. 9.
- 32) Там же, стр. 13.
- 33) Там же, стр. 14.
- 34) 彼は1860年代以降活発となる女性の社会的地位の向上をめざす運動に対しても、まったく冷淡であった。60年代初頭に女性の大学への入学を許可すべきか否かが問題となった時、彼はそれに断固として反対した。この点同じ「大改革」期の自由主義者カヴェーリンと対照的である。
- 35) Там же, стр. 15.
- 36) Там же, стр. 16.
- 37) Там же, стр. 16.
- 38) グラドフスキーは『代議制論』の書評において、チチェリーンが政治的自由と政治的能力のどちらを立論の基本に置いているのか不明であると批判した。チチェリーンの二元論的論理を指摘しているという点で、グラドフスキーの批判は正しい。
Градовский, А. “《О народном представительстве》 соч. Б. Чичерина, М., 1866 г.,” *Русский вестник*, 1867, № 8, стр. 717-748, № 9, стр. 287-315.

- 39) Чичерин, *О народном...*, стр. 68.
- 40) Там же, стр. 81.
- 41) Там же, стр. 81.
- 42) Бердяев Н., “Н. К. Михайловский и Б. Н. Чичерин,” *Sub specie aeternitatis*, СПб, 1907, стр. 209.
- 43) チチェーリンの「市民社会」概念については、別稿で、彼の哲学を検討する際により詳しく論じるつもりである。
- 44) たとえば Чичерин, *Курс государственной науки*, ч. 2, М., 1896, стр. 5.
- 45) Чичерин, *Философия права*, М., 1900, стр. 25.
- 46) 前掲拙稿参照。
- 47) ヘーゲル『法哲学』岩崎武雄訳, 中央公論社, 1978, § 182参照。
- 48) ヘーゲル『精神の現象学』(上) 金子武蔵訳, 1971参照。
- 49) Чичерин, *О народном...*, стр. 117.
- 50) Там же, стр. 117.
- 51) Там же, стр. 118.
- 52) ヘーゲル『法哲学』§ 280, § 281, 及びエドモンド・パーク『フランス革命の省察』半沢孝磨訳, みすず書房参照。
- 53) Чичерин, *О народном...*, стр. 121.
- 54) Там же, стр. 183.
- 55) Чичерин, “Русское дворянство”, *Несколько...*, стр. 103.
- 56) 彼は中世的な身分を指す場合 *сословие* の語を用いる。彼によれば立憲制下では *сословие* は消失する運命にあるが、人々の中の政治的権利の相違は存続する。この政治的権利による区分が *состояние* と呼ばれる。それは経済的区分である階級 (*класс*) 及びその下位区分である階層 (*слой*) と異なる。それ故筆者は *сословие* を中世的身分, *состояние* を政治的身分と訳出した。
- 57) Чичерин, *О народном...*, стр. 169.
- 58) Там же, стр. 169.
- 59) Чичерин, *Курс...*, ч. II, стр. 215.
- 60) Чичерин, “О современном положении русского дворянства”, *Вопросы политики*, М., 1904, стр. 16.
- 61) Там же, стр. 18. この彼の議論は、彼が貴族を擁護しているのか攻撃しているのか分らない、という批判を引き起した。
- 62) ヘーゲル『法哲学』§ 290.
またヘーゲルの「団体理論」については、G. ハイマン「ヘーゲルの団体理論の意義と源泉」、『ヘーゲルの政治哲学』(上) Z. A. ベルチンスキー編, 引田隆他訳, 御茶の水書房, 1980 参照。
- 63) Чичерин, *О народном...*, стр. 567.
- 64) J. S. ミル『自由論』塩尻公明・木村健康訳, 岩波文庫, 1971参照。
- 65) ヘーゲルは次のように述べる。「国家の権力は、このようにたしかに区別されていなければならないが、しかし各権力は、それ自身において一個の全体をなさなくてはならず、また他の契機をおのれのうちに含んでいなければならない。諸権力の区別された活動について語る時、これをあたかも各権力がそれ自身として抽象的に切離されていなければならないかのように想定する途方もない誤謬に陥ってはならない。というのも、諸権力はむしろ、ただ概念の諸契機としてだけ区別されていなければならないからである。」(ヘーゲル『法哲学』§ 272)
- 66) 財政問題については Погребинский Л. Н., *Очерк истории финансов дореволюционной России*

(XIX—XX 世紀), М., 1954 参照

- 67) この問題については, チェルヌーハ, 前掲書参照。
- 68) **Чернха, Внутренняя...**, стр. 215.
- 69) **Чичерин, Воспоминания**, кн. IV, стр. 37.
- 70) **Чернуха, Внутренняя...**, стр. 216-217.
- 71) 政府は1867年6月の法令により, 各県ゼムストヴォ相互の接触を禁じた。従って集会は非合法のものであり, 参加者は25~30名で, ユーリー・サマーリンが議長をつとめた。これはゼムストヴォ史上初めての各県ゼムストヴォ代表者の集会であり, ゼムストヴォ史上, 一つの画期をなすものであった。
- 72) **Чичерин, Воспоминания**, кн. IV, стр. 40.
- 73) 当時は, 「立憲主義」という語は広い意味を持ち, その中には専制権力を前提とした諮問集会の要求も含まれていた。しかし彼にとっては, 諮問集会, ゼムスキー・ソボールの要求などは問題外であり, 「立憲制」とはツァーリ権力の制限と同義であった。
- 74) **Чичерин, Конституционный вопрос в России (Рукопись 1878 г.)**, СПб, 1905, стр. 3.
- 75) Там же, стр. 4.
- 76) Там же, стр. 5—6.
- 77) Там же, стр. 18.
- 78) Там же, стр. 19.
- 79) Там же, стр. 32.
- 80) **Чичерин, Воспоминания**, кн. IV, стр. 123.
- 81) Там же, стр. 125.
- 82) Там же, стр. 124.
- 83) Там же, стр. 128.
- 84) Там же, стр. 129.
- 85) Там же, стр. 128.
- 86) Там же, стр. 229.
- 87) 市長解任の直接のきっかけとなった事件に関しては, *Речь Б. Н. Чичерина, Московского городского головы, 16-го мая 1883*, Berlin, 1885 に詳しい。
- 88) **Чичерин, Воспоминания**, кн. IV, стр. 246-247. この部分は1893年から1894年の間に執筆されたと思われる。
- 89) **Чичерин, Россия накануне двадцатого столетия**, Berlin, 1901, стр. 144.
- 90) Там же, стр. 145-146.
- 91) Там же, стр. 146.
- 92) Там же, стр. 153.
- 93) Там же, стр. 155.
- 94) Там же, стр. 156.
- 95) Там же, стр. 157.
- 96) Там же, стр. 158.
- 97) **Чичерин, Несколько...**, стр. 11.

B. N. Chicherin and Russian Constitutionalism

Shuichi SUGIURA

Contents

- Introduction
- I Chicherin and Constitutionalism in the Early Sixties
- II The Meaning of His Theory of Governmental Forms in *Lecture on Statecraft*
- III Political Liberty and Political Capacity
- IV Distrubution of Power in Constitutional Monarchy
- V His Confrontation with Real Politics
- Conclusion

B. N. Chicherin, a leading theorist of Russian liberalism, tried to carry out liberal reforms such as peasant emancipation “from the top down” by insisting on the importance of these reforms to the Tsarist government during the period of Great Reform. He opposed to the establishment of a constitution and the introduction of representative government which Western liberals regarded as indispensable to realize liberal ideas. Therefore, some historians do not consider Chicherin to be a liberal. In order to understand his “liberalism” precisely, it is necessary to examine how he combined autocracy with liberalism in his theory. I have attempted to examine this question in two different ways: by trying to comprehend his theory of state, which he presented in his writing on the history of Russia and by considering his theory of representative government itself.

The aim of this article is to consider Chicherin’s theory of representative government. In the 1850s, as a leading theorist of the “State School,” he committed himself to real politics, which he approached with a historical concept of the Russian state. It was not until 1860 that he started examining the effectiveness of representative government in earnest. Therefore, this article deals with his activities from 1860 onwards.

In the first section I point out that Chicherin opposed all streams of “constitutionalism” in the early 1860s. In the 1850s he identified history with a development of State Reason and regarded the harmonious development of a reasonable state and an autonomous society as the most important aim of government. It was the existence of an autonomous society and the establishment of equality under the law, that distinguished the western countries from Russia. Which was the better form of a reasonable state, constitutional monarchy or autocracy? This was just a secondary question for him. Having been faced with the development of movements against the government in the early sixties, he started considering order in the autocratic state. He became more

and more interested in the way of transforming autocracy into constitutional monarchy without disturbance.

In the second section I try to make clear the meaning of Chicherin's theory of governmental forms by considering *Lecture on Statecraft*. I point out that his theory of state was based both on the Hegelian conception of a reasonable state and on the Western liberal theory of state, formulated by such figures as Locke, and that his theory was based on two distinct conceptions, that is, on the state and of citizens. Chicherin considered the state to be composed of four elements, supreme power, liberty, law, and common welfare. The ideal governmental form which he envisaged was constitutional monarchy, in which a supreme power was dominant and the three other elements subordinate to it. In *On People's Representation*, published in 1866, he examined the desirability of constitutional monarchy and the preconditions for introducing it.

The third section is concerned with Chicherin's views on liberty. In order to protect civil liberty, which belonged to everyone, he argued, it was crucial to maintain political liberty, with which citizens could take part in politics. However, he required representatives to have special political talent, for they had to balance the four elements of state mentioned above. Not all people possessed this political talent. By presenting sex and property qualifications as criteria for "talent" he intended to exclude women, peasants, labourers and lower middle-classes from politics.

The fourth section deals with Chicherin's ideas on monarchical power, the House of Lords and the House of Commons. According to Chicherin, monarchical power embodied order and the House of Commons liberty. And the House of Lords was thought to be a conciliator between monarch and commons, between order and liberty. How to make these two distinct conceptions, order and liberty, well-balanced? I consider this question to be a fundamental one for most liberals. Thus it is vitally important to examine his ideas on aristocrats in order to understand his "liberalism". He required Russian autocratic state to impose restrictions on its power gradually, and Russian aristocrats to consolidate a social basis, on which constitutional monarchy would safely be based.

The fifth section offers a brief account of Chicherin's political activities after the publication of *On People's Representation*. I survey his reactions to such issues as "The Income Tax Question," the crisis after the Russian-Turkish War, and the assassination of Alexander II, and event during his tenure as mayor of Moscow. During this period Chicherin emphasized the necessity of cooperation between state and society, and attempted to promote it. But the Russian state was not reasonable, and Russian aristocrats were interested in nothing but the preservation of their privileges. He had become isolated in the world of politics and was forced to resign his office as mayor.

He at last became aware that representative government was necessary to prevent the despotic activities of the government. In the 1860s he tried to find, above all, an effective way to divide power without disturbing the unity of the state. From the 1880s onward, however, his central task was to prevent the despotic activities of autocratic power and bureaucrats. It could be said that he, for the first time, began to adopt the same viewpoint as Western liberals.

Even after this, however, he found no social stratum to support the introduction of representative government. Nothing but “external catastrophe” appeared to him to be an effective driving force for establishing representative government. With such a miserable prospect in his mind, he died in February 1904, just before the outbreak of the Russian-Japanese War.